

第7回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日(水) 午後1時30分から午後2時00分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(11人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹

4. 欠席委員	8番	梶谷重幸
	13番	永井和人

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主幹	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第25号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和6年第7回境港市農業委員会総会を開会いたします。欠席遅刻委員ですが、梶谷委員、永井委員が欠席です。議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、2番足立恵子委員、5番古徳委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和6年6月24日(金) 常設審議委員会(会長)

農業会議通常総会(会長・事務局長)

議 長 以上のことでご質問等ございましたらお願いいたします。ないようですので、議案審議に入ります。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請書について」ご説明いたします。議案は1ページから2ページです。今回1件の申請がございます。譲渡人が東京都のAさん、譲受人が渡町のBさんです。こちらは申請地を売買で所有権移転し野菜を栽培していくというものです。こちらは後で議案第24号農地法第5条の申請番号3番の土地とあわせて2筆になります。分筆して、一部を5条で転用、一部を4条により所有権移転するという形になります。所在は渡町の一部、畑、349.29㎡、渡町の一部、畑、260.63㎡、合計2筆で約609㎡です。2ページをご覧ください。渡公民館の道路を挟んで向かい側Cさんの隣の土地になります。続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も畑を管理するとのことで、今後農地を利用することができる状態で見込まれますので、農地を効率的に利用できるの見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用

の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、古徳委員、築谷委員、橋本委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 先ほど事務局で説明があったように、Cの隣です。ここは結構広い土地で、あとの5条で出てくるのですが、Dさんが道路側を買われて、店舗にするということで、その奥を家庭菜園するということです。隣のEさんが除草剤を使ってほしくないということで誰も使っていなかったが、今回Bさんが使われるということで、遊休農地対策にもなると思います。皆さんよろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

角 委 員 Bさんは家庭菜園などされてますか。

築谷委員 今回初めてで、これから家庭菜園をされます。

橋本委員 ご本人がされますか。

事 務 局 ご家族でされる可能性もあります。同一世帯であれば農地台帳上は一体となります。

議 長 他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案23号は原案のとおり決定されました。続きまして議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請書について」申請番号1と2を合わせて説明をお願いします。

事 務 局 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の3ページから5ページになります。今回3件申請が出てきております。(番号1)譲渡人が福定町のFさん、譲受人が上道町のG

さんです。所在は竹内町の一部、212.22㎡です。4ページをご覧ください。Gの東側の土地になります。申請理由としましては、申請地を売買により所有権移転をし、店舗兼住宅を建てたいとの事です。申請地周辺の農地区分につきましては、申請地からおおむね300メートル以内に鉄道の駅（JR余子駅）が存在することからだいたい3種農地であると判断しました。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、擁壁を設けるとのことです。続きまして、(番号2)の説明をさせていただきます。譲渡人が福定町のHさん、譲受人が米子市のIさんです。所在は申請番号1番の隣で、竹内町の一部、畑、59.33㎡、竹内町、畑、148㎡、竹内町、畑、211㎡、合計3筆でおおよそ418㎡です。申請理由は申請地を売買により所有権移転をし、専用住宅敷地として使われるということです。また、申請番号1番と同じ理由から、第3種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、事前審査遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、切土を0.15m行う予定で、被害防止措置といたしまして、擁壁を設けるとのことです。現地調査は、古徳委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

橋本委員 同じメンバーで行ってまいりました。Gの東側です。周りも住宅に囲まれていまして、とても耕作できる状況ではありません。宅地にするしかないかなと考えています。ご検討よろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議 長 私から一つ質問があります。店舗という風にありますますが、なんの店舗ですか。

事務局 理髪店です。

議 長 他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。無いようですので、採決

をとります。申請番号1について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり決定されました。
続きまして、申請番号2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり決定されました。
続きまして、申請番号3について説明をお願いいたします。

事務局

(番号3)の説明をさせていただきます。譲渡人が東京都杉並区のAさん、譲受人が渡町のJさんです。申請理由は申請地を売買により所有権移転をし、店舗敷地として使われるという事です。場所は、渡町の一部、畑、393.57㎡、渡町の一部、畑、605.49㎡、合計2筆でおよそ999㎡です。農地区分は水管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域であり、かつ、500m以内に医療施設と公共施設が存在することから第3種農地と判断いたしました。地図は5ページをご覧ください。先ほども話しましたように議案第23号の申請番号2番の隣になります。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接する農地との間に擁壁を設置するという事です。申請番号1番の農地との接続部分にはのり面を設けるとの事です。現地調査は、古徳委員、橋本委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議長

議案の説明が終わりました。現地調査は議案第23号のほうで行っておりますので省略させていただきます。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり決定されました。
続きまして議案第25号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。ここで私と濱田委員は議案に関係いたしますので退席い

たしますので、河岡職務代理に進行をお願いいたします。

(足立晋哉委員が退出)

事務局 それでは、議案第25号「農用地利用集積等促進計画(案)について」説明いたします。今回は27件ございます。16件の新規で、2件の付替えで9件の更新となっています。新規でKさんが上がっておりますが、こちらは新規就農者の方です。以上です。

河岡委員 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

河岡委員 全員賛成ですので、議案25号は原案のとおり決定されました。

(足立晋哉委員が入室)

議長 6番の報告をお願いいたします。

(事務局から次の事項について報告)

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会(会長) 令和6年7月22日(月)

○農業委員会会長協議会役員会・監査会(会長) 令和6年8月2日(金)

○第8回境港市農業委員会総会(第1会議室) 令和6年8月9日(金)

◆午後1時30分～

○第9回境港市農業委員会総会(第1会議室) 令和6年8月16日(金)

※新委員対象

◆午前11時00分～ 辞令交付式、総会

※農業委員のみ出席

◆午後1時30分～ 総会、研修会

※全員出席

・農業委員会情報 市報7月号「農地の適正管理」

市報 8 月号「農地や用水路への不法投棄について」 予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和 6 年第 7 回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和 6 年 7 月 1 0 日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
